

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きる翌日が休日には、その日)

平成九年七月一日

鳥取県知事 西尾邑 次

の表中「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改め、二の表を次のように改める。

目次

◇告示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）
中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）
漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

告示

鳥取県告示第四百六十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年七月一日から施行する。

平成九年七月一日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

利子補給を上乗せする場合	利子補給率	県が上乗せする率	市町村が上乗せする率
第一号に掲げる場合	年〇・二パーセント	年〇・二パーセント	年〇・二パーセント
第二号に掲げる場合	年〇・〇七五パーセント	年〇・〇七五パーセント	年〇・〇七五パーセント

三の表中「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改め、四の表を次のように改める。

鳥取県告示第四百六十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年七月一日から施行する。

鳥取県規則第二十四号 第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成九年七月一日

鳥取県 知事 西 尾 邑 次

表中「年二・六パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・八二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百六十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年七月一日から施行する。

平成九年七月一日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年七月一日

鳥取県 知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年二・八五パーセント」を「年三・一五パーセント」に、「年一・二

五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・二五パーセント」を「年〇・三

パーセント」に、「年三・一五パーセント」を「年三・一五パーセント」に、「年〇・

八五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・三パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年三・二パーセント」を「年三・一五パーセント」に、「年〇・九

セント」に、「年三・二パーセント」を「年三・一五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・三パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・三

五パーセント」を「年一・六パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年一・

五五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・

五五パーセント」に、「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年一・

一パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・一パーセント」を「年〇・五五

パーセント」に、「年二・九五パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年一・一五

パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・一五パーセント」を「年〇・五

五パーセント」に改め、同表の三の項中「年二・六パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・五パーセント」に改め、同表の三の項中「年二・六パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百六十八号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年七月一日から施行する。

平成九年七月一日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年七月一日

鳥取県 知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年一・七五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・八五パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・三パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・一パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の四及び五の項中「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改め、同表の六及び七の項中「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の八の項中「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百六十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年七月一日から施行する。

平成九年七月一日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例によることとする。

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年一・六パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・六五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百七十号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年七月一日から施行する。

平成九年七月一日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・一パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年一・〇パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、二の表中「年一・一パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。